屋島山上拠点施設基本構想 (事務局案)

平成25年12月4日高松市

屋島山上拠点施設基本構想(事務局案) 目次

屋島山上拠点施設基本構想(事務局案)	●記述の考え方および※論点
〔表題〕屋島山上拠点施設基本構想	●高松市の基本構想の名称は、一般的に「施設名称+基本構想」としており、それに倣った名称とす
	るもの。
	●なお、施設名称は、現段階で機能等が不確定であることから一般的な呼称を用いることとし、公の
	施設としての設置条例制定段階で定めることを想定している。
目次	●これまで策定した基本構想の例を参考に、本構想に定めるべき項目を列挙するもの。
	●各項目の列挙趣旨は以下のとおり。
1 基本構想策定の趣旨	●屋島山上拠点施設の整備が、屋島活性化のために欠かせない重要な取組の一つであること、また、
	行政主導ではなく、市民はもとより、議会、各分野有識者等の意見等を反映させることなどを明確
	にするため、これらを本基本構想策定の趣旨として記述するもの。
2 基本的考え方と整備に当たっての基本方針	●施設の設置意義を定めるため、整備コンセプトを「(1) 基本的考え方」として記述するとともに、
(1) 基本的考え方	それを踏まえた整備に当たっての基本的な方針を定めるため、「(2)整備基本方針」として、(1)を
(2) 整備基本方針	具現化する方向性を明示するもの。
3 整備計画	●本構想の核となる部分として、上記2を踏まえた具体的手法などの考え方を明示するため、「(1)事
(1) 事業用地の概要	業用地の概要」、「(2) 施設の概要」、「(3) 整備の手法」、「(4) 整備スケジュール」および「(5) 概
地番、地目、面積、特徴(形状・起伏・景観等)、権利関係その他	算事業費と財源」の5つに整理して、その考え方を記述するもの。
(2) 施設の概要	
機能(考え方)、想定規模、階層、構造	
(3) 整備の手法	
実施主体、整備手法(設計・建設工事)	
(4) 整備スケジュール	
整備工程	
(5) 概算事業費と財源	
概算事業費、充当可能性のある特定財源	
4 整備の課題と対応	●屋島山上は、瀬戸内海国立公園ならびに史跡及び天然記念物に指定されていることなどを踏まえ、
(1) 法的整備要件のクリア	整備に当たって一定の要件のクリアおよび施設の有効活用に資する環境づくりが必要であるため、
(2) 整備に関係する屋島活性化施策・事業との連動	本構想の中で、それらを課題として捉えるとともに、その対応について記述する。
5 管理運営	●本構想では、整備の方針・方向性だけでなく、施設の管理運営の在り方も明確にしておく必要があ
	るため、その考え方などについて記述するもの。
附属資料	●構想の内容に関する理解をより深めるなどのため、関係資料等を添付するもの。

屋島山上拠点施設基本構想(事務局案)

1 基本構想策定の趣旨

本市においては、瀬戸内海国立公園ならびに史跡及び天然記念物に指定されるなど、自然や景観、歴史文化等の魅力に満ちた屋島を、市民の誇れるシンボルとして再生させることを目的として、その特性や価値の保存と地域資源としての有効活用を図るために必要な基本方針や具体的方策について取りまとめた「屋島活性化基本構想」を平成25年1月に策定した。

「屋島活性化基本構想」では、屋島の活性化に向けて取り組むべき44の具体的施策・事業を掲げており、この中で、屋島の魅力や<u>源平合戦、屋嶋城等のガイダンス設備</u>を備えるとともに、自然とのふれあい活動の場としても活用することにより、屋島を学び、魅力の再発見に資するため、<u>観光的な側面と文化的な側面を合わせ持つ</u>屋島の情報発信拠点として「ビジターセンター〔ガイダンス施設〕の整備」に取り組むこととしている。

また、「ビジターセンター [ガイダンス施設] の整備」は、屋島の活性化の重要なキーワードである「屋島の優れた特性・価値」、「拠点施設」、「歩いて楽しむ」および「継承」の4つのうちの「拠点施設」に該当し、「山上を訪れる人々に屋島を知ってもらうため、人が集まり、学び、楽しみ、交流できる拠点づくりを行う」ことを、その重要な視点として導かれた重点取組施策・事業に位置付けている。

これらのことを踏まえ、「ビジターセンター [ガイダンス施設] の整備」については、屋島山上のシンボルとしてふさわしい拠点となる施設(以下「屋島山上拠点施設」という。)としての整備を目指し、本市における屋島活性化の根幹を成す重要な事業として取り組むものである。

この基本構想は、屋島山上拠点施設の整備に当たり、基本方針および施設・設備の仕様について、必要な事項や検討すべき事項を明らかにし、今後の設計・整備に反映させることを目的に策定するものである。

●記述の考え方および※論点

(1~3段落)

●屋島山上拠点施設整備の理由として、「屋島活性化基本構想」に掲げた事業であり、また、重点取 組施策・事業に位置付けている取組であることを経緯として記述したもの。

(4段落目)

●「屋島活性化基本構想」における具体的施策・事業の名称「ビジターセンター〔ガイダンス施設〕の整備」は、屋島会議での意見等を踏まえ、来訪者向けの施設として通称的に用いているが、本市の事業名称に用いた場合、国の機関が主体となって実施するものと混同される懸念があるため、この整備については「屋島山上拠点施設」整備として定義付けたもの。

(最終段落)

●本構想策定の目的について記述したもの。

※屋島山上拠点施設整備に関しての基本構想の必要性について

屋島山上拠点施設整備は「屋島活性化基本構想」に基づく事業であるが、整備に当たっては、 設計の前段階として、市民や関係者の意見を踏まえながら、その基本的考え方を取りまとめてお く必要があるため策定するものである。

●記述の考え方および※論点 屋島山上拠点施設基本構想 (事務局案) 2 基本的考え方と整備に当たっての基本方針 (1) 基本的考え方 ●記述の展開として、拠点施設整備は「来訪者のために」という視点を明確にするため、来訪者数を 屋島活性化の指標の一つは、屋島山上への来訪者数である。 導入に用いたもの。 来訪者を増やすためには、来訪者の満足度を上げるため、その多様なニーズに対し、可能な限 ●拠点施設の役割を浮き彫りにするため、屋島(山上)に欠けている点を明らかにしたもの。 り応える必要がある。 ・屋島の特性や価値を総合的に知ることができること そもそも、屋島に関しては、瀬戸内海国立公園ならびに国の史跡及び天然記念物としての特性 気軽に休息できること や価値のほか、源平合戦の古戦場や、現在、復元整備に取り組んでいる古代山城屋嶋城などの歴 ・屋島および屋島以外の観光情報等を手軽に入手できること 史的な文化観光資源などを総合的・体系的に紹介する施設が本市には見当たらない。 ●拠点施設整備における考え方として、屋島(山上)に欠けている点を踏まえ、それを充足させる施 また、屋島山上には、四国霊場八十八箇所第84番札所の屋島寺を訪れる参詣客を始め、新屋 設を、屋島の拠点と位置付けた上で整備することを明示したもの。 島水族館の家族連れなどの来館者や、瀬戸内海の多島海景観や夕夜景を楽しみに訪れる方々、さ ●交流、フィールドワークなど多目的利用も、拠点施設の役割として追記した。 ●さらに、拠点施設の整備に当たっては、施設そのものの魅力により集客する視点の必要性を追記し らには、健康づくりのため、遍路道や登山道を日常的に登ってくる市民など、多くの人々がそれ ぞれの目的を持って来訪するが、それぞれの目的の合間に、気軽に休息できるスペースのほか、 屋島山上はもとより、その周辺や他の観光地などの情報を与えてくれる環境も整っていない。 これらのことから、屋島山上拠点施設は、多くの来訪者が立ち寄る場所にあって、眼下に広が る景観を眺めながらくつろぎ、自然や歴史、観光など、屋島の魅力を余すところなく知ることの できる、来訪者のための文化観光屋島の拠点と位置付けて整備する。 加えて、屋島山上において、子どもたちを含む来訪者や地域住民が、屋島の特性や価値等魅力 を再発見し、共有するための交流や活動を可能にする拠点としての役割を併せ持つ、多目的な施 設として整備するものとする。 さらに、整備に当たっては、建物そのものも集客につながる要素であることから、デザイン等 も重要な視点と捉え、屋島の自然環境や人文景観にマッチした外観や空間を有する、アートとし ての魅力を持った建築物とすることを念頭に置く。 (2) 整備に当たっての基本方針 屋島山上拠点施設整備の基本的考え方を踏まえ、屋島山上拠点施設の整備に当たっては、来訪 ●整備方針(コンセプト)を「来訪者が気軽に訪れ、学び、楽しみ、交流することができる施設」と 者が気軽に訪れ、学び、楽しみ、交流することができる施設となることを目指し、次の考え方を した上で、機能等の具体化に必要な考え方を6項目に絞って列挙したもの。 基本とする。 ア 全ての来訪者に開かれた施設 イ 屋島の特性や価値、楽しみ方を学び、知ることのできる施設 ウ 来訪者が休息し、くつろぎ、癒される空間を有する施設 エ 山上からの眺望を満喫できる施設 オ 屋島の魅力を再発見し、共有するための交流や活動の拠点となる施設 カ 山上の景観等に調和しつつ、外観や空間に芸術性が感じられる施設

屋島山上拠点施設基本構想(事務局案)

3 整備計画

(1) 事業用地の概要

屋島山上拠点施設の整備事業用地については、「屋島活性化基本構想」を踏まえ、屋島山上に おける廃屋撤去後の更地を活用するものとし、広さのほか、来訪者の動線や景観等を勘案し、次 の用地とする。

	項目	内容	備 考
1	所在および	ア 屋島館跡地	◎アおよびイの2筆を
	地番・地積・	地番 屋島東町 1781-5	一画地として活用する
	地目	地積 2,713.40 m²	もの。
		地目 宅地	【2筆の地積合計】
		イ 松観荘跡地	3, 389. 75 m²
		地番 屋島東町 1784-13	
		地積 676.35 m²	
		地目 宅地	
2	主な特徴	ア 獅子の霊巌に面し、市街地ウォーターフ	◎位置図
		ロントおよび瀬戸内海の多島美、さらには	別紙(1)のとおり
		夕日を一望できる。	◎整備上の制約
		イ 南方を除く三方が、山上駐車場、屋島寺、	別紙(2)のとおり
		新屋島水族館、飲食・土産物店などに至る	
		道路に面している。	
		ウ 形状は、整形ではないものの、施設整備	
		に支障はなく、最長辺が獅子の霊巌側の歩	
		道に面し、ほぼ平坦、地盤は讃岐岩質安山	
		岩の地層上にある。	
		エ 整備に当たっては、自然公園法、文化財	
		保護法および都市計画法等に基づく一定の	
		制約がある。	
		オ 民有地であり、所有者と本市との間で、	
		施設整備を前提とした賃貸借契約を締結し	
		ている。	

●記述の考え方および※論点

●事業用地について特定するとともに、その規模や特徴等の概要を一覧表にして記載した。

※山上駐車場から最寄で至便である屋島レストセンターYC跡地を事業用地とすることについて 次のとおり、複数の事業候補用地の検討を踏まえた結果、事業用地を選択した。

なお、山上駐車場に隣接する屋島レストセンターYC等を適地とする意見も多く、用地選定につ

いては、なお慎重な検討が必要である。

候補地 敷地面積		敷地面積	検 討 状 況	
1	<u>屋島レストセンターYC跡地</u> うどんの館跡地	2, 525 m²	 ○山上駐車場に隣接しており、視認しやすい。 また、来訪者にとって屋島に関する一定の知識を得た上で散策することができる。 ○北嶺や屋嶋城方面にアクセスしやすい。 ※ドライブウェイ通行車両からの安全確保に懸念がある。 △情報提供場所としては適しているが、「景観を楽しむ」という機能面で劣る。 (情報提供施設を整備することは検討可) 	
2	ホテル源平跡地	1, 656 m²	×山上拠点施設として必要な機能を満たす規模の施設整備の敷地としては不適である。 ×景観は檀ノ浦側の眺望に限定される。	
3	檀ノ浦旅館跡地	801 m²	² ×同上	
4	現山上駐車場の一部	一部	○駐車場内に位置することで、視認しやすい。 また、来訪者にとって屋島に関する一定の 知識を得た上で散策することができる。△駐車場用地の代替地確保が必要△土地所有者および現利用者の理解が必要	
5	旧血の池茶屋用地 日血の池茶屋用地 日血の池茶屋用地 日本の地ででである。 日本の地ででである。 日本の地ででである。 日本の地でである。 日本の地でである。 日本の地でである。 日本の地でである。 日本の地では、 日本の地では、 日本の地では、 日本の地では、 日本の地では、 日本の地では、 日本の地では、 日本の地では、 日本の地では、 日本の地では、 日本の地では、 日本の地では、 日本の地では、 日本の地では、 日本のは 日本のは 日本のは 日本のは 日本のは 日本のは 日本のは 日本のは	301 m²	○駐車場から屋島寺に至る動線にあり、立ち寄りやすい。×建物が現存しており、市において建替え・改修は困難。×山上拠点施設として必要な機能を満たす規模の施設整備の敷地としては不適である。	

屋島山上拠点施設基本構想(事務局案) 3 整備計画のうち(2) 施設の概要

屋島山上拠点施設基本構想(事務局案) ●記述の考え方および※論点 (2) 施設の概要 屋島山上拠点施設に取り入れるべき要素および必要と考えられる整備規模等の概要は、次 ●施設の概要について、「取り入れるべき機能としての要素」、「整備規模等」、「建物の特徴」および のとおりである。 「附帯設備等」の4項目に整理して記載したもの。 ●「①取り入れるべき機能としての要素」においては、整備に当たっての基本方針を踏まえ、「気軽」、 項目 内 容 備考 「学び」、「楽しみ」、「交流」のほか、「くつろぎ」や「集い」の視点、さらには「拠点機能」や「維 ① 取り入れる ア 屋島の文化財や自然環境などの特性や価 ◎想定される施設内容 べき機能と 値が学べること 別紙(3)のとおり 持管理」についてもキーワードを置いて必要な機能を特定したもの。 ●また、これら機能から想定される施設内容の具体的イメージを例示として一覧にして明示。なお、 しての要素 イ 屋島山上および牟礼・庵治地区を含む屋 これら機能発揮に基づく設備、展示等の施設内容は、現段階で特定せず、可能な限り民意を反映し 島地域、さらには本市における文化観光情│◎各機能発揮に必要な ながら、設計段階で定めていくこととしたもの。 報が得られること 設備、展示等の内容は現 ウ 施設の内外から誰もが気軽にくつろぎ、 ※ターゲットを明確にした機能分類の採用について 段階で特定せず、可能な 瀬戸内海や市街地の景観を楽しめること 各ターゲットに応じたスペース区分により利用者が分類されることとなり、「誰もが」、「交流」 限り民意を反映しなが エ 研修や交流イベント開催などの多目的利 ら、設計段階で定めてい という方針から採用しなかった。 ※飲食・物販等機能の導入について 用ができること 山上における民間事業者との競合回避の観点から除外した。また、宿泊機能についても、昨今 オ 野外活動の拠点にもなり得ること の観光の形態等から公設には馴染まないものと考えた。また、トイレ等衛生面における機能は カ 施設内で運営や維持管理等業務の従事が 施設に必要不可欠のものとして、あえて記載していない。 可能であること ※県外観光客向けのエンターテイメント性のあるコンテンツの取り入れについて ② 整備規模等 構造、面積、階層については、取り入れる 〇 3 に掲げた事業用地 文化観光情報発信や交流イベント開催などの機能の中で、設計段階で具体案を検討する。 機能のほか、デザインや法令に基づく建物の一での整備上の制約から ●「②整備規模等」については、デザインのほか、機能面の具体的検討結果に基づく床面積と、それ 高さ、敷地の建ぺい率等の制約を勘案し、設|勘案すると、面積につい に基づく建ペい率等法令上の規制に影響を受けるため、設計段階で決定していくことを明示したも 計段階において決定する。 ては、建床 677 ㎡、延床 1,000 ㎡程度、階層につ \mathcal{O}_{0} いては高さ 10m以内と なお、屋島館等跡地を事業用地とした場合の、整備上の制約から想定される建物の面積および高 さを備考欄に記載した。 なることが必要である。 ③ 建物の特徴 ア 屋島の自然環境や人文景観に調和した落 ※構造を木造とすることについて 木材を使用した自然との調和については、「③建物の特徴」に記載のとおり、具体的には設計 ち着きと風格のあるデザイン イ ユニバーサルデザインおよび地球温暖化 段階における外壁部材等デザイン面で配慮したい。 等環境に配慮した設備 ●「③建物の特徴」については、屋島山上の拠点としてふさわしいデザインを追及するとともに、本 市における整備に関係する取組方針を掲げたもの。 ④ そ の 他 ア 植栽等による庭園的な空間の創造 イ タ・夜景を楽しむことのできることに配 ●「④附帯設備等」については、拠点施設として特に必要と考えられる項目を明示したもの。 慮した開館時間の設定 ※子どもの遊具の整備について 遊具設置については、施設景観等を考慮するとともに、別途、多目的広場等整備の中で検討す べきものとして除外した。

の活用を検討する。

●記述の考え方および※論点 屋島山上拠点施設基本構想(事務局案) (3) 整備の手法 ア 実施主体 ●「ア 実施主体」については、国が所管する国立公園地内における整備であることから、実施主体 屋島山上拠点施設は、屋島活性化の中核的役割を果たすため、不特定多数の来訪者のニーズ を明確にするため高松市であることを明示したもの。 にできる限り対応できる多機能な複合施設としての整備を目指すものである。このことから、 整備の主体は高松市とする。 ●「イ 設計手法」については、建物としての魅力あるデザイン性や、諸課題に対する円滑かつ適切 な解決などの観点から、「屋島の新たなシンボル形成を委ね得る設計者の起用」、最も良い「設計案」 イ 設計手法 完成した屋島山上拠点施設は、将来、何十年も屋島山上に存在し、その外観やデザインは、 を選ぶ「コンペ方式」、設計案ではなく技術提案から「人」を選ぶ「プロポーザル方式」について、 今後における屋島の魅力やイメージに強い影響を及ぼすものである。一方、設計に当たっては、 現段階において明示せず、3方式を併記したもの。 瀬戸内海国立公園ならびに史跡及び天然記念物である屋島の特性等を踏まえると、整備上の諸 課題を解決しなければならないことが想定され、設計者とコミュニケーションを綿密に取りな がら進める必要がある。 これらのことから、設計手法については、公共施設の整備であることを踏まえ、公正性や透 明性の確保を念頭に置きつつ、屋島の新たなシンボル形成を委ね得る設計者の起用の可能性に ついて検討するとともに、コンペ方式とプロポーザル方式も合わせ、その3方式を選択肢とし て、それぞれのメリット・デメリットを十分に勘案した上で決定する。 (4) 整備スケジュール 整備スケジュールについては、次のとおりとし、29年度当初の供用開始を目指す。 ●本市が平成25年3月に策定した「平成25年度屋島活性化推進計画」においては、屋島山上拠点 なお、屋島山上拠点施設整備は、屋島活性化の核となる事業であり、他の活性化事業にも影響 施設の完成時期について、「次期瀬戸内国際芸術祭期間中の供用開始を目指す」こととしているが、 するものであることから、今後の設計段階において、可能な限り工期短縮を図るものとする。 拠点施設として民意を反映させながら、より良い施設となるよう、設計・工事段階において十分な 期間を予定しておく必要があるため、当初計画のスケジュールを見直した。 25年度 26年度 27年度 28年度 29年度 区分 なお、屋島活性化の観点から、スケジュールにかかわらず、可能な限り早期着工・完成を図ること 基本構想 を追記した。 地質調査 基本設計 実施設計 建築工事 (5) 概算事業費と財源 現時点では、施設整備の概算事業費を、約 億円と見込んでいる。今後、設計を進める中で、 ●叩き台の段階のため、数字を空白としている。 事業費について精査するとともに、財源として、国庫補助制度や地方交付税措置のある起債制度

屋島山上拠点施設基本構想(事務局案) 4 整備の課題と対応

中心的役割・機能を果たすことを念頭に整備するものとする。

●記述の考え方および※論点 屋島山上拠点施設基本構想(事務局案) 4 整備の課題と対応 屋島山上拠点施設の整備に当たっては、次の事項について特に留意が必要であり、これらを ●整備に当たっての課題とその対応について明らかにしておく必要があるため、「法的整備要件のク 課題としてとらえ、適切に対応するものとする。 リア」と「他の屋島活性化施策・事業等との連動」の2項目に整理して考え方を示したもの。 (1) 法的整備要件のクリア 屋島山上拠点施設の事業用地は、屋島が瀬戸内海国立公園ならびに史跡及び天然記念物の ●「(1) 法的整備要件のクリア」については、関係法令の規定に従い、原則としてその範囲内におい 指定のエリア内にあること、さらには、本市都市計画における用途指定などに伴い、それぞ て、または、超える場合は手続きを経るなど、適切に対応していく方針としたもの。 れ関係法令に基づく、整備上の規制が存在する(別紙(2)参照)。屋島山上拠点施設の整備に 当たっては、これらの規制を前提条件として、設計等において適切に対応していく。 (2) 他の屋島活性化施策・事業等との連動 ●「(2) 他の屋島活性化施策・事業等との連動」については、屋島山上拠点施設整備のみにより屋島 屋島山上拠点施設の整備については、屋島活性化基本構想における各施策・事業の中核的事業 であり、着実に推進する必要がある。 活性化につながるものではなく、その拠点性を発揮するためには、関連する屋島活性化施策・事業 一方で、次に掲げる施策・事業は、供用開始後における施設の有効活用に欠かすことができな との連動させる必要があることから、その主要な取組を列挙したもの。 い取組であることから、関係機関等と協議しながら、整備と連動させて推進するものとする。 ア 便益施設等の環境整備 (ア) 施設等案内板 ●「ア 便益施設等の環境整備」については、屋島山上拠点施設の拠点性、有する機能を確実に発揮 屋島山上においては、来訪者がストレスなく散策するためのコース案内等の情報が乏し するなどのため、現在課題となっている特に必要な取組について3項目を列挙したもの。 い状況にある。このため、屋島山上拠点施設の整備に当たっては、屋島山上拠点施設を核 とした観光ポイントを効率的に巡るためのわかりやすい案内板を合わせて整備する。 ●「イ 周辺施設・近隣地域資源との連携」については、屋島山上拠点施設が、その整備に当たって (イ) 遊歩道夜間照明 は、山上だけでなく、山麓周辺、さらには牟礼・庵治地区における文化観光資源の拠点となるべき 現在、屋島山上の歩道には照明がなく、夜間歩行が危険な状況にある。このことから、 こととする考え方を示したもの。 夜間使用を想定している屋島山上拠点施設の整備に当たっては、その安全確保等アクセス 向上のため、夜間照明を合わせて整備する。 (ウ) 情報発信施設 本構想における拠点施設整備事業用地は、山上駐車場から一定の距離があり、山上にド ライブウェイを利用して訪れた方々に提供する一次的な情報の案内が必要である。このこ とから、山上駐車場近辺に山上周遊コースや見所紹介などの施設を屋島山上拠点施設の補 完的施設として別途整備することを検討する。 イ 周辺施設・近隣地域資源との連携 牟礼・庵治地区を含む屋島周辺には、山麓の「四国民家博物館」を始め、源平合戦に因んだ 史跡が点在しているほか、「イサム・ノグチ庭園美術館」や「ジョージーナカシマ記念館」な ど、本市における貴重な文化観光資源が数多く存在する。このことから、屋島山上拠点施設の 整備に当たっては、拠点施設は山上のものとしてだけでなく、これらとの有機的な連携を図る

屋島山上拠点施設基本構想(事務局案)

5 管理運営

屋島山上拠点施設は、屋島山上を訪れる観光客はもとより、より多くの市民が、気軽に立ち寄り、 くつろぎながら、屋島の様々な魅力に触れることができ、屋島を始め本市の文化観光等に関する情報を手に入れることのできる施設として整備することとしている。

このようなことから、管理運営面においても、次の視点に留意し、民間の活力、ノウハウを取り 入れることにより、利用者の目線に立った柔軟な発想を活かしながら、交流や情報発信の機能にも 配慮するなど、これからの屋島活性化にふさわしい管理運営体制を検討する。

- (1) 運営事業に対する市民やNPOなどの参画
- (2) 観光客に対するおもてなしの心
- (3) 屋島山上他施設との調和
- (4) 屋島周辺および近隣地域文化観光施設等との連携

●屋島山上拠点施設の供用開始後における管理運営の基本的考え方を明らかにするため、原則として 民間の活力、ノウハウを取り入れた管理運営体制を導入する考えを示したもの。

●記述の考え方および※論点

※公による管理運営について

拠点性の発揮という観点から公設公営の選択肢が考えられるが、公の施設の管理に関し、原則として指定管理者制度を導入している本市の方針を踏まえ、民間活力の導入を基本とした。

- ●運営面において、施設管理者の留意すべき点として4項目を掲げたもの。
- ●「(1) 運営事業に対する市民やNPO団体などの参画」においては、施設管理者本位ではなく、より親しまれる施設を目指し、広く意見を反映するとともに、事業に参画できる仕組みを構築することとしたもの。
- ●「(2) 観光客に対するおもてなしの心」については、四国霊場八十八箇所第84番札所の屋島寺がある地らしく、「お接待」としてのおもてなしの心を持った運営を心がける旨明示したもの。
- ●「(3) 屋島山上他施設との調和」については、屋島山上拠点施設が他の山上施設の中心的役割・機能を果たし、全体として調和を図っていく必要性を意図して示したもの。
- ●「(4) 屋島周辺および近隣地域文化観光施設等との連携」については、「4 整備の課題と対応」で示した整備上の課題として念頭におくことだけでなく、管理運営面において特に重要な視点であるため、改めて示したもの。